

D. ヨーロッパ共同体法およびヨーロッパ契約法原則

133. ヨーロッパ共同裁判所の判例法における不当利得法

「不当利得」(あるいは非債弁済の返還請求権)は、ヨーロッパ共同裁判所の判例法において確固とした存在感を示している。しかしながら、きわめて重要な事例は、一般的に私法上の諸問題とは関わりがなく、公法の問題と関係する。裁判で判断された事例類型には、共同体法と適合しない各国の国内法により市民が支払いを余儀なくされた租税や関税 *taxes and duties* の原状回復⁵⁴⁵⁾や、それとは逆に、共同体法の指示に反して構成国が私人に給付した国庫補助金の返還が含まれる。不当利得法への言及は、EC条約93条の適用に関する詳細な規律を定める1999年3月22日の(EC)理事会指令659号14条にも見いだすことができるかもしれない。

134. 不当利得法に関するヨーロッパ契約法原則の規律

ヨーロッパ契約法原則(PECL)は、自己完結した不当利得法の制度を認めなかった。しかしながら、PECLは、ヨーロッパ不当利得法原則の意味での不当利得法の要素を示す多数の条項を含んでいる。PECLの起草者は、将来の発展に委ねるため、[不当利得法の]規律を定式化することを意図的に控え、それらを最小限の必須事項に限定した。それゆえ、PECL 4:115条(取消しの効果)と15:104条([違法性に基づく]原状回復)を契約総則規定体系へ組み込んだことは、こうした規定が契約的性質を持つことを教義学的に予め決めるという意味ではない。PECL 4:115条と15:104条を承継した規定である共通参照草案(DCFR) II編7章212条(取消しの効果)とII編7章303条(無効あるいは取消しの効果)は、「不

545) とりわけ参照すべきは、ECJ 27 February 1980, C-68/79, *Hans Just v. Danish Ministry for Fiscal Affairs*, ECJ Rep. 1980, 501 (構成国は、不適切に行われた支払いの返還に関する共同体の規定が存在しない場合には、国内法に非債弁済の返還を規律する規定が存在することを保障する義務を負うが、「共同体法は、不適切になされた負担の不当利得[返還請求権]の権利を認める形で、その返還を命じることを求めているわけではない」); ECJ 9 November 1983, C-199/82, *Amministrazione delle finanze dello Stato v. Societa San Giorgio*, ECJ Rep. 1983, 3595 (弁済の求償を認めると原告の不当利得となってしまう場合、共同体法は、各国の国内法体系が、法律上の原因なしに課された負担の返還を許さないことを禁じてはいない。これと対照的に、証拠の許容性に関する各国の国内法は、そうした条項がヨーロッパ共同体法に反して課された税金を返還請求することを実際には不可能または著しく困難にするときは、共同体法と適合しない)。ECJ 13 March 1992, C-282/90, *Industrielen handelsonderneming Vreugdenhil v. Commission*, ECJ Rep. 1992, I-01937; ECJ 8 March 2001, C-397/98 and C-410/98, *Metallgesellschaft Ltd. v. IRC and Hoechst AG v. IRC*, ECJ Rep. 2001, I-1727; [2001] Ch. 620 (内国親会社にのみ利用できる連合王国歳入法の免税措置は共同体法に反すると判示)の不当利得の結果については、*Deutsche Morgan Grenfell Group plc. v. Inland Revenue Commissioners* [2005] EWCA Civ 78, [2006] Ch 243, note *Burrows*, 121 [2005] LQR 540; [2006] UKHL 49, [2006] 3 WLR 781および C-222/99, *Ministero delle Finanze v. CASER SpA*, ECJ Rep. 2002, I-06761 と結びついた ECJ 10 September 2002, C-216/99, *Riccardo Prisco Srl v. Amministrazione delle Finanze dello Stato*を参照。

546) たとえば、ECJ 9 March 1994, C-188/92, *TWD Textilwerke Deggendorf GmbH v. Bundesrepublik Deutschland*, ECJ Rep. 1994, I-00833。

547) OJ EC L 83, 27 March 1999, 1.

173 当利得の規律」を、すなわち結論的にヨーロッパ不当利得法原則とこれに対応するDCFR VII編を参照している。PECL 9:305条から9:309条まで（**解消**の効果）および9:401条2項（代金減額請求後の返還）は、契約法の問題であり、これはヨーロッパ不当利得法原則で採用されている問題解決方法と対応している。

E. 条文案に注入されている構想の概観

135. 基本的決定

ヨーロッパ不当利得法原則のための理論的基礎は、B 8からC 132までで検討した各国法体系における「不当利得法」に関する拡散した説明を背景にして打ち立てなければならなかった。このため、多くの基本的決定がされなければならなかった。第1に、ヨーロッパ不当利得法原則とDCFRは、準契約の範疇を採用しなかった。それに代えて諸規定は「不当利得法」の広範な概念化に基づいている。この概念化は、とりわけ、— 第2の基本的決定を示す — 法律上の原因なく、すなわち、無効な契約や遡及効をもって取り消された契約に基づいて行われた給付の返還を含む。しかしながら、それは、契約違反を理由とする一方当事者による**解消**の後の契約の巻戻しや、消費者の撤回権行使に伴う契約の巻戻しを含まない。契約に基づいて給付された利益〔の返還〕を含む事例の中でこうした異なる類型を区別する線を引くことが、諸規定についての第3の基本的決定である。第4に、ヨーロッパ不当利得法原則は、債務法の一部と考えられている。ヨーロッパ不当利得法原則は別途存在する財産の〔物権的な〕返還請求権と連携して（あるいはそれに加えて）適用可能であるが、その規定が物権的效果を持つかどうか（あるいは持つとしてどのような要件の下でか）という問題を決定しない。ヨーロッパ不当利得法原則は、その不当利得法を、単一の基本規範から展開するものとして構造化している。このことが諸規定を起草する際の第5の礎石であった。その規範の特定の要件は、読者が自律的にそれだけを取り出して解釈する余地を残していない。その代わりに採られた問題解決方法（第6の基本的決定）は、こうした特定の要件が構成要件の正確な意味を創り出している〔後の個別の〕諸規定によって、順に展開されかつ統制されなければならない、ということである。第7の命題として、ヨーロッパ不当利得法原則の不当利得は補充性原則に服すべきでないことが決められた。**むしろ、自由な請求権の競合が認められる**。最後に、立証責任を含む問題は、疑わしい場合には各当事者が自らに有利な事実を立証しなければならないとする一般規定によって規律されている。

136. 準契約法の復活はないこと

先に、スタディー・グループは、ヨーロッパ事務管理法原則の定式化と解明に関して準契約法を復活させないことを決めた。準契約理論を拒否するために持ち出された理由⁵⁴⁸⁾は、本編の範囲にある法にとっても重要である。この問題解決方法には、今日のヨーロッパでは異論がない。取得した給付の原状回復義務は、黙示の約束に基づくものではなく、それが消費貸借契約その他の「要物契約」と現象的に似ているとの事実にも拠らな

548) PEL/von Bar, Ben.Int., Introduction, L 85.

い。それに代えて、この義務は、他人の財産に入れられた財産は、それが法律上の原因なしに取得された（そしてそこに留まっている）とすれば、保持されるべきではない、という趣旨の法的規律で表現される。また、準契約の観念に依拠するとすれば、一般原則の本質的な法的連続性を妨げ、法の発展に逆行することになってしまうであろう。さらに、
174 ヨーロッパのどこでも、不法行為法と準不法行為法の区別を同様に批判に耐える体系的な尺度とみなすことはない（このことはすでに古くからそうである）。

137. 錯誤弁済の返還の組入れ

錯誤により行われた給付の返還に関する法を不当利得法の一部として統合するための解決は（前述C42を参照）、準契約概念を採用しないという決定と一貫する。これは、準契約による債務という擬制を放棄すれば、法律上の原因のない利得以外に批判に耐えるモデルが存在しない、という単純な理由による。準則が判例法において固められたものとみてもなお、このこと〔=不当利得法による統合〕は試みられなければならない。責任の範囲や使用できる抗弁を含む諸問題は、基本的な体系的選択に影響しない。

138. 最初から無効である契約に基づいて行われた給付の返還の組入れ

これとは対照的に、少なくとも、契約が（たとえば意思の不合致、必要な形式の不遵守、違法性あるいは契約当事者に契約締結能力が欠けることにより）最初から無効であるか、後に遡及効を伴って無効となった場合（主たる例としては取消し）については、行われた給付を原状回復する義務は本質的に無効の根拠の性質に由来し、それゆえにその瑕疵の直接の結果であるか、契約が依拠している意思表示の1つの取消権に由来する、という議論が可能である。⁵⁴⁹⁾しかしながら、この問題解決方法によれば、条項の数が爆発的に増えてしまうだろうと考えられた。というのは、無効を正当化する個々の理由はそれぞれに、その固有の原状回復制度を伴わなければならないだろうということが帰結されるからである。このような冒険的な試みを行うことは、あまりに極端で不要だったであろう。特定の無効原因に特有の特別な性質は、不当利得法の一般的体系に統合することができる。契約の無効のすべての場合に適用される共通原則を繰り返す必要はないのである。PECLとDCFRの下では取消しが取消権を行使できる者のたんなる意思表示だけで効果を生じることにも注目に値する。それゆえ、契約の無効の宣言には裁判所の判断は不要である。これを出発点とすれば、原状回復義務は、裁判所にこの問題について宣言を求める必要がないという事実ゆえに、法定的なものとして債務法に存在しなければならない。

549) これがヨーロッパの法体系の多くで採用されている問題解決方法である。前述C61以下を参照。